「IT 人材育成 iPedia 第 6 次機能強化」
に係る事前確認公募

公 募 要 領

2015 年 5 月 22 日

独立行政法人**情報処理推進機構**

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「当機構」という。）では、現在、当機構で運用している「IT人材育成iPedia」に係る第6次機能強化を予定しています。

今回システムの機能強化について、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。

なお、参加意思確認書等を受理した際は、契約予定者と当該応募者との間の競争手続きに移行します。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

記

1. 契約の概要

(1) 名称

「IT 人材育成 iPedia 第 6 次機能強化」

(2) 履行期限

別紙「仕様書」参照

(3) 概要

当機構において運用している IT 人材育成 iPedia は平成 19 年度より WEB の公開を行い昨年までに 5 回の開発・改修を行ってきた。第 4 次開発ではシステム構築より 5 年が経過したためハードウェア、ソフトウェアの見直しを実施した。また昨年度（第 5 次開発）はセキュリティ対策と掲示板利用者の利便性を考慮した改修を実施した。

今回の機能強化については、利用者よりいただいた要望を考慮した機能改善や、新規機能の追加、また未踏 iPedia のデータベース強化や検索エンジンの強化を行い利用者の利便性を考慮した改修を行う。

具体的な業務の内容については、別紙「仕様書」参照のこと。

2. 応募要件

(1) 応募者は、法人格を有していること。

(2) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(4) 法人税、消費税及び地方消費税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。

(5) 平成25･26･27年度競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、「A」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。

(6) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。

(7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(8) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、誓約する者であること。

(9) 守秘性に関する要件

本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。

(10) 業務執行体制及びスキルに関する要件

別紙「仕様書」参照

(11)　IT人材育成iPediaシステムに係る最新の関連仕様書を確認していること。

3.　手続き等

(1)　担当部署

応募（提出）先及び問合せ先

独立行政法人情報処理推進機構

イノベーション人材センター　担当：下房地、伊藤

電話番号：03-5978-7536

E-mail: innov-koubo@ipa.go.jp

住所: 〒113-6591　文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 15 階

※　応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

※　受付時間　10:00～17:00（12:30～13:30 は除く）月～金曜日（祝・休日を除く）

(2)　参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

別紙「仕様書」に記載の業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合、参加意思確認書等（下記提出書類一式）を提出していただくこととなります。

なお、要件を満たしていない参加意思確認書等は受領できませんので、提出前に電話、E-mail又は直接訪問にて上記(1)担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

期限：2015年6月10日（水）　17時00分

場所：「3.手続き等」(1)に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）

【提出書類】

① 参加意思確認書（様式 1）

② 別紙「仕様書」に記載の業務の提供が可能であり、かつ「2.応募要件」に記載の要件を満たすことが可能であることを証する書面（様式自由）

③ 最新の納税証明書（その3 の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）の原本又は写し

④ 平成25・26・27年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し

⑤ 委任状（必要な場合）

⑥ 会社概要（様式 2）

(3)　IT人材育成iPediaシステムに係る関連仕様書の閲覧について

「IT人材育成iPedia第6次機能強化」に係る参加意思確認書を提出しようとする者が方式書等の閲覧を希望する場合、当機構が用意する閲覧室において、当機構職員の立会の下で閲覧することができます。なお、資料の閲覧期間は、2015年6月2日から6月5日の平日の10:00～17:00（12:30～13:30は除く）とします。

閲覧を希望する場合は、3.(1)の担当部署まで事前に連絡してください。

なお、一回の閲覧時間は2 時間程度とさせて頂きます。また、閲覧の回数等については、閲覧の状況に応じて調整させて頂きます。ご承知置きください。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 競争手続きに移行した場合、その旨後日通知する。

(3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約結果等、契約に係る情報については、当機構のウェブサイトにて公表（注）するものとする。

（注）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）
に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

（１）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

（２）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当方に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として７２日以内（4 月に締結した契約については原則として 93 日以内）

（５）実施時期

平成２３年７月１日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成２３年７月１日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

（別記）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、参加意思確認書の提出をもって誓約します。

【様式 1】

平成　　年　　月　　日

参加意思確認書

独立行政法人情報処理推進機構
理事長　藤江　一正　殿

提出者　〒
住所
団体名
代表者役職氏名　　印
担当者所属役職氏名
連絡先　メールアドレス
TEL
FAX

「IT人材育成iPedia第6次機能強化」に係る事前確認公募において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

１　会社概要

※会社概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）
　サイズ：A4 縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

２　応募要件

※応募要件を満たしている状況等について記載すること
　サイズ：A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

【様式2】

会社概要（1/2）

会 社 名			
代 表 者 氏 名		URL	
本 社 住 所	〒		
設 立 年 月	西暦　　年　　月	主 取 引 銀 行	
資 本 金	百万円	資 本 系 列	
従 業 員 数	人	加 盟 協 会	

会社の沿革：

主要役員（非常勤は役職の前に○印を記す）	氏　　名	年令	役職名	担当部門	学 歴 ・ 略 歴
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			

主要株主	株　主　名	持株数	構成比（%）	貴社との関係
			%	
			%	
			%	
			%	
			%	
			%	

関 連 企 業	主要外注先又は仕入先

会社概要（2/2）

会社概要に関する担当者連絡先	所在地　〒			
	所属・氏名	TEL：		
		FAX：		
		E-mail：		
業績	期 項目	前々期（確定） /　～　/	前　期（確定） /　～　/	今　期（見込み） /　～　/
	売上高	百万円	百万円	百万円
	営業利益	百万円	百万円	百万円
	経常利益	百万円	百万円	百万円
	資本勘定	百万円	百万円	百万円
	当期未処分利益	百万円	百万円	百万円
	借入残高（社債、割手含む）	百万円	百万円	百万円
	定期預金残高	百万円	百万円	百万円

主要取引先とその売上高	主要取引先	直近決算時点における売上高
		百万円
		百万円
		百万円
		百万円
		百万円
		百万円
		百万円
		百万円

借入金、社債等の元本返済・利払いの遅延の有無	有・無	税金支払い遅滞の有無	有・無

【別 紙】

仕様書

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）で運用している「IT 人材育成 iPedia」の第 6 次機能強化を実施する。

1. 背景

(1) 事業目的（実施の必要性）

わが国情報処理産業の競争力強化の観点から高度 IT 人材育成強化が求められる中、近年、産学連携による人材育成の推進は喫緊の課題としてその重要性を認識されるようになっている。こうした中、産学連携による実践的 IT 人材育成の成果や IT 人材育成関連資料、IT 人材教育に関わるニュースなどについて、産業界・大学などを中心に幅広く社会に提供を行うことにより、産学連携による IT 人材育成の活性化に資することを目的として、IT 人材育成 iPedia の整備を行ってきた。

(2) システムの企画立案に至る経緯

IT 人材育成 iPedia は、第 1 次～第 5 次にわたって整備をしてきており、第 5 次機能強化においては、掲示板の機能を追加したところである。今回の第 6 次機能強化では、IT 人材育成 iPedia の利用者から掲示板に寄せられた意見・感想などの指摘に対応するため、既存の機能の改良や新たな機能追加を実施する。

また、IT 人材育成 iPedia とは別に IPA ホームページで運用してきた未踏事業データベースを IT 人材育成 iPedia へ移行を行い、データーベースの改善や検索エンジンの機能の改良や新たな機能追加を実施する。

2. 業務内容

2.1 実施内容・方法

(1) 作業範囲

1	プロジェクト管理
2	課題管理
3	要件定義
4	ソフトウェア構成設計
5	基本設計作業
6	詳細設計作業
7	製造
8	システム構築作業
9	テスト項目作成作業
10	テスト実施
11	マニュアル作成作業
12	移行・導入作業

(2) 作業内容

作業範囲と内容を次表に示す。

項番	作業範囲	作業内容
1	プロジェクト管理	プロジェクト推進における管理作業全般を行う。
2	課題管理	システム設計で発生した課題の抽出と整理を含めた管理を行う。また、課題を解決するための提言を行う。
3	要件定義	本発注仕様書を基に、システムの具体的な機能要件を定義する。
4	ソフトウェア構成設計	要件を基に、ソフトウェア設計、及び調達物件の構成作成を行う。
5	基本設計	要件定義に基づき、システム全体の概要、機能構成、機能の概要設計、データ設計、ユーザーインターフェース設計、機能間インターフェース設計などを行う。基本設計の結果を、基本設計書としてまとめる。
6	詳細設計	基本設計に基づき、各機能のアルゴリズム、具体的なデータ構造（スキーマ、ファイルフォーマット）、設定パラメータなどの設計を行う。また、ネットワークの論理設計と物理（配線）設計を行う。 詳細設計の結果を、詳細設計書としてまとめる。
7	製造	開発が必要な機能について、実装（コーディング）を行う。
8	システム構築	当機構が調達したサーバやネットワーク機器へ、製造したプログラム、設定ファイル、必要に応じてオープンソースソフトウェアや商用製品等のインストール作業及び設定作業を行い、使用可能な状態とする。これには、設定手順やスクリプト等も含むものとする。
9	テスト項目作成	設計した内容が正しく実装されていることを検証するためのテスト項目を試験仕様書として作成する。単体テスト、結合テスト、システムテスト、性能テストを実施する。
10	テスト実施	作成した試験仕様書に基づき、テストを実施し、実施結果を試験結果報告書としてまとめる。単体テスト、結合テストについては、実施できない理由が特に存在する場合を除き、請負者の環境にて実施する。システムテスト、性能テストについては、当機構の実機・実環境にて実施する。
11	マニュアル作成	システム構築手順書及びシステムを運用する当機構職員のためのマニュアルを作成する。
12	移行・導入作業	IPA 共通基盤システムの環境構築を実施し完成したプログラムを IPA 内にある本システムの本番稼働環境に移行・導入し、使用可能にする。

2.2　システムの概要

IT 人材育成 iPedia は、2013 年にシステム全体の改修を行った。ハードウェアについては IPA 共通基盤への移行を行い、ソフトウェアについては新たな CMS（Content Management System）に移行し運用を行っている。

現行システムに未踏サイト(仮)を移行後の利用側から見たシステムの全体構成は、図 1 のとおり。

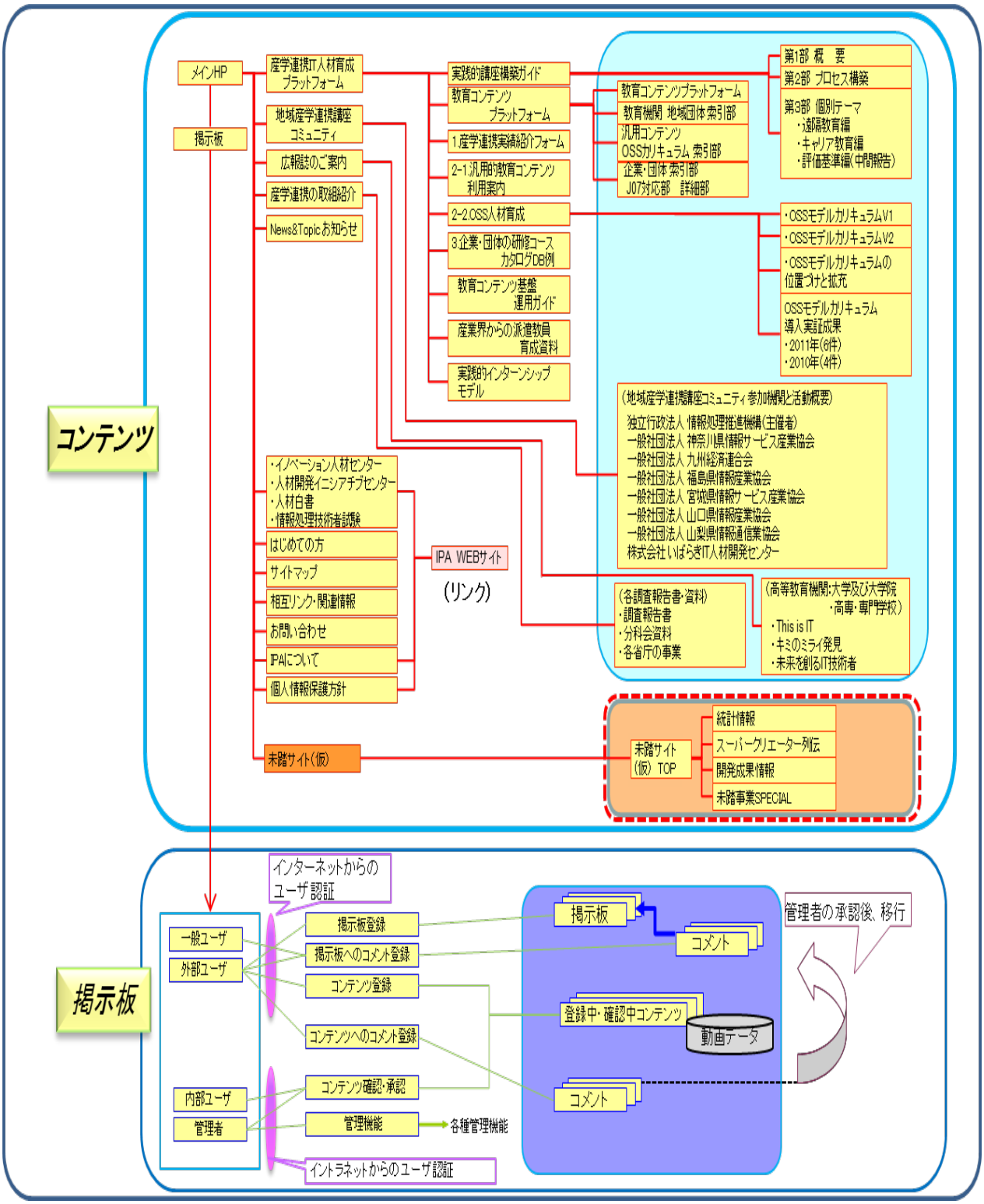

図 1　IT 人材育成 iPedia の全体構成

3. システムの機能等に関する要件

今回の「IT 人材育成 iPedia 第 6 次機能強化」については、以下の表に示す対策を実施すること。
実施にあたっては、既存設計書を把握したうえでの設計を行うこと。また、第 6 次機能強化に伴うコンテンツ修正・移行も行うこと。

・要件一覧

No	機能項目	内容	備考
（1）	掲示板機能改善		
	①各投稿コメントにナンバリング	コメントに番号を振ることで、コメントの判別を容易にする。	
	②投稿コメント一覧のＣＳＶ形式ダウンロード機能	ファイルにダウンロードし確認ができるようにする。	
	③投稿コメント添付ファイルの共同編集機能	コメントに添付されたファイルを共同で編集できるようにする。	
	④掲示板の各テーマ（議題）毎に必要な基礎資料（ファイル）添付機能	テーマ作成時のファイル添付を可能にする。	
（2）	掲示板と SNS コミュニティツールとの連携		
	・掲示板と SNS（Facebook）との連携（ユーザビリティ向上）	Facebook からの掲示板利用を可能にする。	
（3）	未踏情報・検索エンジン強化		
	・未踏関連情報の移行と検索機能強化	未踏 iPedia を IT 人材育成 iPedia へ移行。	
		検索エンジンの強化	

(1) 掲示板機能改善

① 各投稿コメントにナンバリング

機能	各投稿コメントにナンバリング
背景	現行の投稿コメントは、日時、投稿者名のみの表示のため、他のコメントを参照する投稿時に、判別が難しい（日時指定は困難）。ナンバリングにより、どのコメントに対する意見かが判別しやすくする。
要件	・各コメント一覧ごとに通し番号を振ること。 ・各コメント一覧の日時の古いコメントを「No1」とすること。 ・番号を表示場所については考慮し設定すること。 ・会員掲示板、一般掲示板に対応すること。

図２　ナンバーリング（※図は参考）

② 投稿コメント一覧のＣＳＶ形式ダウンロード機能

機能	投稿コメント一覧のＣＳＶ形式ダウンロード機能
背景	投稿コメント一覧を CSV 形式のデータに変換できるようにすることで、利用者が全コメントの確認や保存をしやすくなる。
要件	・各コメントを1つの単位とし各コメントごとにCSVファイルにダウンロードすること。 ・テーマ、コメントと選択ができ、個別にCSVにできること。 ・投稿者名、日付、内容、添付などの全項目をCSVファイルにダウンロードすること。 ・CSV形式ダウンロードは管理者のみ可能とする。※管理者画面より行う。 ・CSVファイル上では日付の新しいコメントを上にすること。

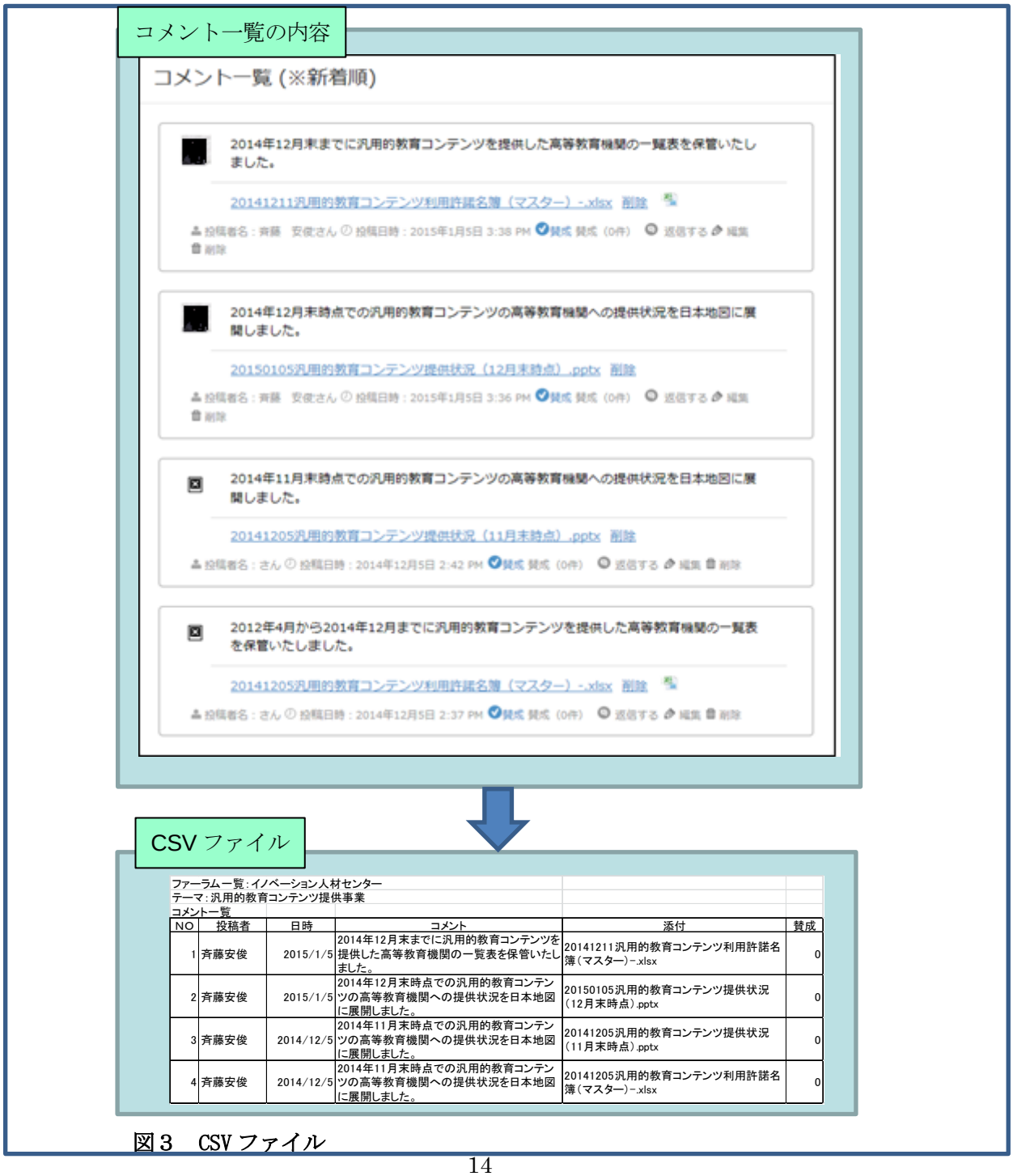

図３　CSV ファイル

③　投稿コメント添付ファイルの共同編集機能

機能	投稿コメント添付ファイルの共同編集機能
背景	掲示板上の資料（添付ファイル）を開き、編集・保存が可能。他の人が開いているときは編集・保存ができない。（同時編集不可）
要件	・掲示板登録者で同じフォーラム会員である事。 ・初めにファイルを開いた人が閉じるまでは次の人は編集ができない。 ２番目以降はメッセージを出すこと。 ・編集ファイルは別フォルダに管理すること。 ・編集中リンクが切れたときは、フォルダ内の最終のファイルを保存すること。 ・編集履歴が残るように管理すること。

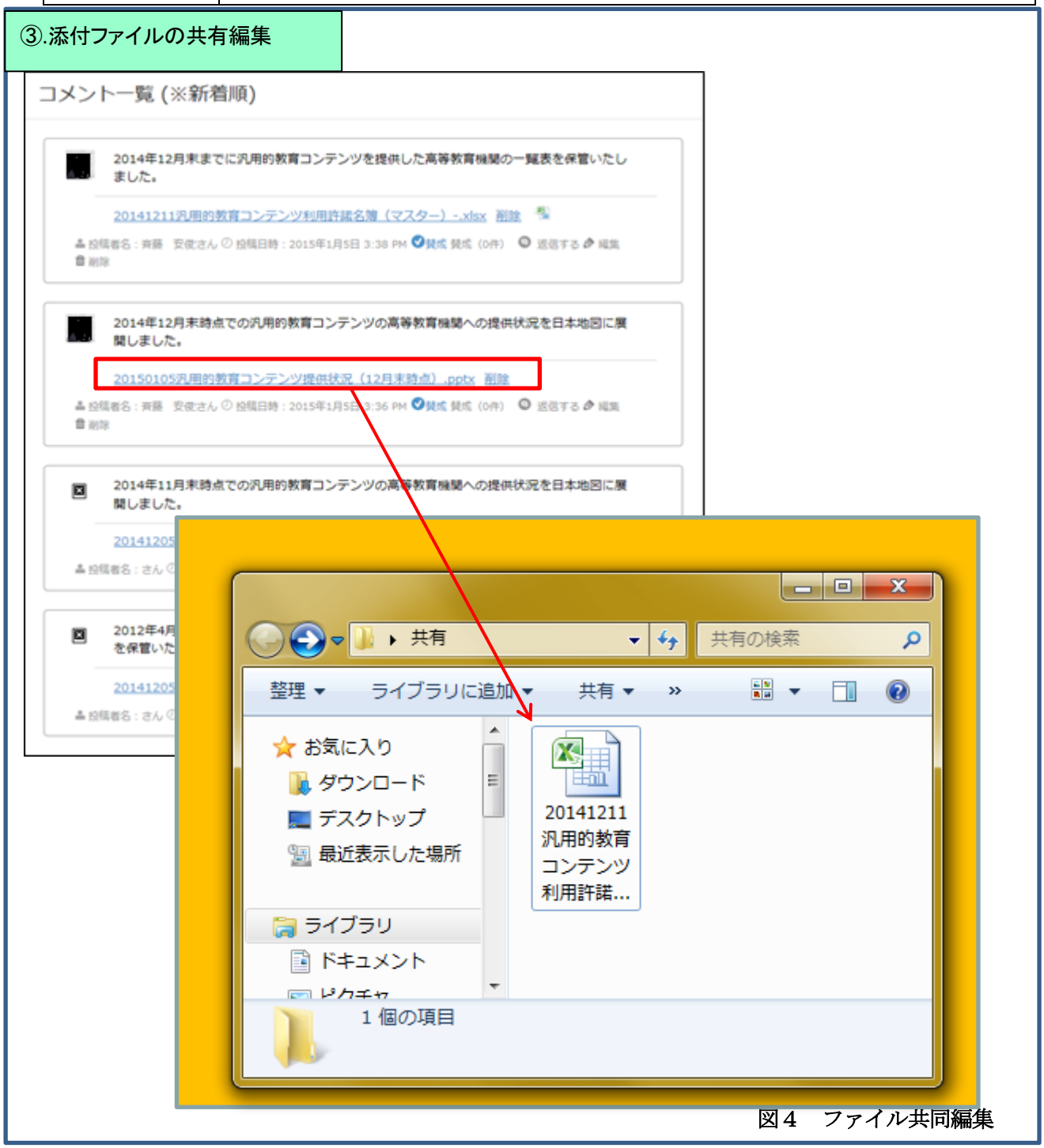

図４　ファイル共同編集

④　掲示板の各テーマ（議題）毎に必要な基礎資料（ファイル）添付機能

機能	掲示板の各テーマ（議題）毎に必要な基礎資料（ファイル）添付機能
背景	テーマ（議題）に関連する共有すべき基礎となる資料（ファイル）等の添付機能がないため、テーマ毎の直下に資料を添付する機能を追加。利用者全員の基礎情報をそろえることができる。
要件	・一般的なファイル（ドキュメント）画像が添付できること。 ・添付ファイルサイズ上限を設定すること。 ・添付ファイルの編集は行わないこと。 ・複数のファイルが添付できること。

図５　テーマへのファイル添付（※図は参考）

(2) 掲示板とSNSコミュニティツールとの連携

・Facebookと掲示板連携

機能	Facebookと掲示板連携
背景	利用者が多いSNS（Facebook）でiPediaの掲示板も利用できるようになることで、最新情報の確認も容易になり、利便性向上や利用回数の増加など、IT人材育成の活性化が見込まれる。
要件	・テーマ作成時にfacebook上にもグループの作成ができること。 ・グループ作成時に、同じフォーラムに所属していて、なおかつfacebookアカウントのIDを登録しているユーザーをグループのメンバーに設定できること。 ・掲示板に投稿があった場合に、その内容を該当のグループに投稿すること。 ・ファイルのアップロードがあった場合は、ファイルのアップロードがあったというメッセージのみが投稿されること。 ・Facebookから投稿した内容は、文章のみ反映されること。

図６　Facebookと掲示板との連携

(3) 未踏情報・検索エンジン強化

① 未踏iPediaをIT人材育成iPediaへ移行

機能	未踏iPediaをIT人材育成iPediaへ移行
背景	項目ごとの登録を行い検索項目として利用したいためデータベースの強化を実施。
要件	・IPAホームページよりIT人材育成iPediaへ未踏iPediaデータを移行すること。 （※図7確認） ・移行データ：統計情報（公募採択実績、公募枠別の実績、事業成果） 開発者近況・成果の報告（スーパークリエーターの近況） 開発成果情報（採択年度別開発成果情報） 未踏事業SPECIAL（スペシャルインタビュー） スーパークリエーター列伝 ・データベース化について、移行データの登録は項目ごとの細分化を行い登録を行う。 ・開発成果情報の採択年度別開発成果情報2,000年-2013年度データについて １．「概要」「詳細」PDF全データを移行すること。 ２．2008年-2013年の「概要」データをPDFからHTMLに変換すること。 ※上記以外の「概要」全「詳細」はPDFデータの形で移行すること。 ※PDFデータをHTMLに変換するときはイメージを変更しないこと。 変更する場合IPA担当に確認すること。 ３．2013年以降データを追加登録できること。 ４．2008年-2013年データはデータベース化すること。 ※2000年-2014年　成果：1190件 ※2008年から2013年までが242件、2014年度分については2015年5月以降予定

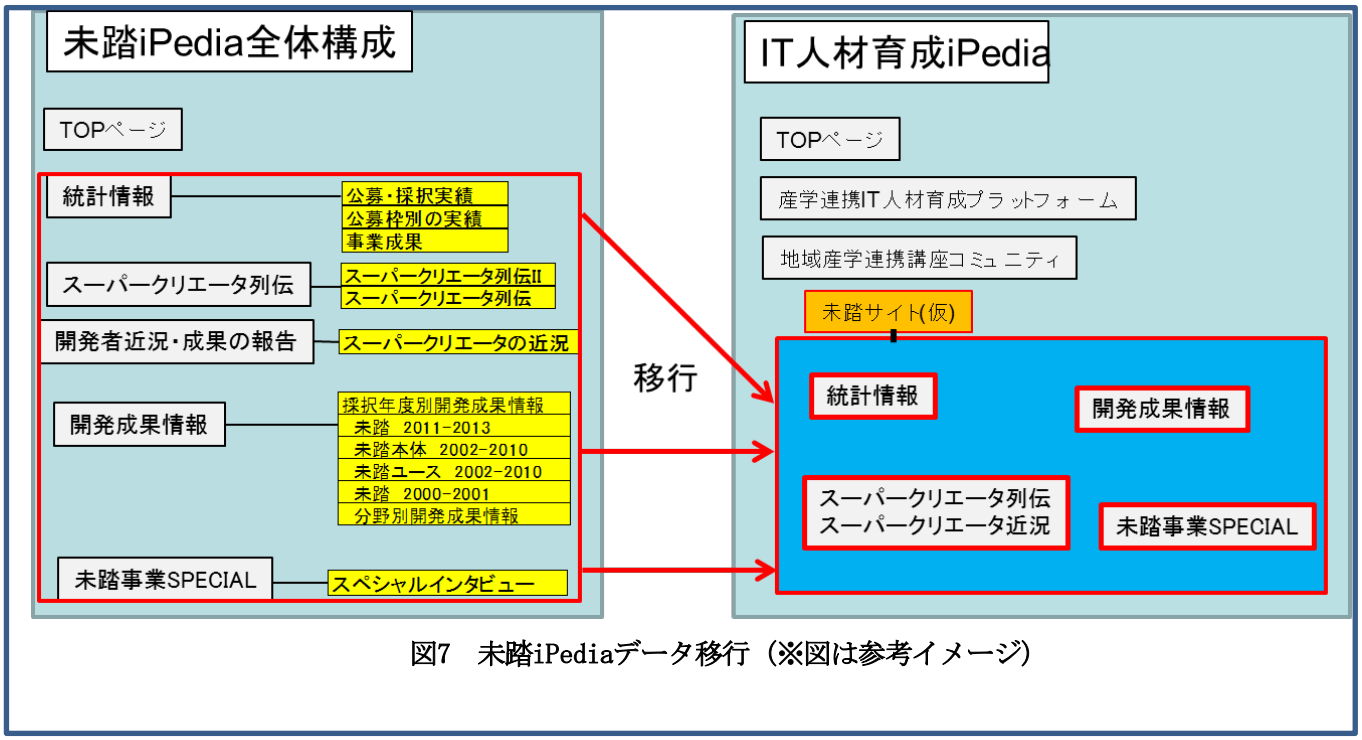

図7　未踏iPediaデータ移行（※図は参考イメージ）

・未踏成果情報について

未踏成果情報を下記表１に掲載しています。

IPAのホームページ「未踏iPedia：開発成果情報」に年度別個人の成果が掲載してあり閲覧が可能。またデータは概要・詳細に分かれており、データ形式はPDFデータ。

年度	テーマ				
	未踏	未踏本体		未踏ユース	
2014年度	※2015年6月ごろ予定				
2013年度	17				
2012年度	21				
2011年度	21				
2010年度		11		23	
2009年度		上期17	下期18	上期24	下期18
2008年度		上期18	下期23	上期18	下期13
2007年度		上期134	下期30	上期13	下期17
2006年度		上期134	下期43	上期20	下期14
2005年度		上期35	下期41	20	
2004年度		上期39	下期45	21	
2003年度		92		24	
2002年度		76		23	
2001年度	71				
2000年度	56				

表１未踏成果情報

図８開発成果概要一例（参考）

② 検索エンジン強化

機能	検索エンジン強化
背景	未踏卒業生の情報が探しやすいように検索方法の強化を行う。
要件	・フリーワード検索エンジンを用意すること。 ・キーワードごとの検索窓を用意し、プルダウンにより候補を選択できるようにすること。 ・候補表示式検索窓を用意すること。 ※年度、プロジェクトマネージャー、ジャンル等のキーワード設定の追加に柔軟に対応できること。 ・2008年以前はフリーワード検索のみとすること。

図９未踏 iPedia 検索方法（※図は参考イメージ ）

4. 設計に係る要件

（1）設計方針に関する要件

要件を満たす機能の構築に向けた基本設計及び詳細設計を行う。また、下記の点を考慮すること。

・ユーザインターフェースの設計においては、現行システムのデザインを踏襲すること。また、利用者の使い易さを考慮して設計すること。

・新規追加機能を実現するにあたり各ユーザの権限に従った排他的制御を考慮すること。

・現行システムで実現済みの機能に影響を与えないこと。

・現行システムで運用中のデータを継続して使えること。

なお、基本設計作業の完了をマイルストーンとして設定し、基本設計書について IPA の承認を得てから詳細設計、開発・構築を進めること。

（2）信頼性・継続性要件

本システムの信頼性・事業継続性要件は以下のとおりとする。

表 2　保守要件

サービス提供時間帯	24 時間 365 日（ただしメンテナンス時を除く）
深夜休日のサービス提供の考え方	特になし。
障害発生率	ソフトウェア障害について、年に 1 回程度を許容する。
電気設備法定点検時の対処	点検前にシャットダウンする。点検終了後に起動する。
復旧目標時間	ソフトウェア障害について、翌営業日中の復旧を目標とする。

（3）拡張性要件

・将来的な機能拡張に備えて機能改修が容易に行えるよう考慮されていること。

（4）情報セキュリティ要件

・設計・開発前にセキュリティ対策を IPA に提示し、承認を得た上で作業を行うこと。
少なくとも IPA が公表している「安全なウェブサイトの作り方」改訂第 7 版
（http://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity.html）に従うこと。

（5）ユーザビリティ要件

・利用者の立場から使いやすい作りとすること。

（6）プログラム及びドキュメント等に関する要件

プログラムおよびドキュメントについては、更改することを前提とした整備を行うこと。

① プログラムおよび成果に関連するソフトウェア、ハードウェア、システム、成果が対応可能な製品等については、それらを特定する名称やバージョンについてドキュメント中に正確に示されていること。

② 2013 年度（第 5 次機能強化）に作成した以下の設計書・取扱説明書に今回の改修項目を取り込むこと。※取扱説明書については変更のある物のみ修正を実施

・基本設計書　　・詳細設計書　　・システム管理者用取扱説明書 ・一般ユーザ用取扱説明書　　・登録ユーザ用取扱説明書 ・内部ユーザ用取扱説明　　・システム構築手順書

4.1 稼働環境への移行・導入

開発（構築）したシステムの本番稼動環境への移行・導入等作業についての要件は以下のとおり。

◆ IPA サーバルームに設置されたサーバに導入すること。
◆ 本番稼動環境への移行・導入は、請負者が行うこと。
◆ 移行・導入計画書を作成して、IPA 側の承認を得てから作業を行うこと。
◆ 移行・導入計画の立案においては、作業中にトラブルが生じても作業前の状態に戻せるよう、作業前にバックアップをとるなどの対策を導入すること。
◆ 本番稼働環境への移行・導入の計画と結果は、移行・導入計画書および移行・導入報告書にまとめること。
◆ IT 人材育成 iPedia 管理者が、外部ユーザ、一般ユーザへの問い合わせ対応を含め、効率よく登録・管理できるようにするために、トレーニングを実施する。対象は、IPA 職員等とし、半日程度の内容を一回実施する。

4.2　全体構成

（1）ハードウェア構成

IPA 共通基盤システム上に仮想マシンを想定する。

（2）ソフトウェア構成

現行システムに新たに機能拡張を実施する。

（3）ネットワーク構成

IPA 共通基盤システムのネットワークシステムとする。

4.3　性能要件

・既存の IT 人材育成 iPedia と同等以上の性能であることを確認できること。

4.4　実施体制

（1）プロジェクトの体制等

プロジェクト実施体制に関する要件は以下のとおりとする。

（2）プロジェクト責任者（PM）

① 本件と同等規模以上のシステム開発を PMBOK（the project management body of knowledge/プロジェクトマネジメント知識体系）に基づき実施・管理した経験を 3 年以上有するものが専任で配備されていること。
② PMP、プロジェクトマネージャ、IT ストラテジスト、システムアナリストまたは同等以上の資格を有していること。

（3）開発業務担当者

① コンテンツマネージメントシステム機能の開発経験が 2 年以上あり、設計・実装が可能な者が専任で 1 名以上いること。
② コンテンツおよびテンプレートのデザイン経験を 2 年以上有する者がいること
③ WEB システム（CMS、WEB インフラなど）開発経験を 2 年以上有する者がいること。
④ WEB システムセキュリティの設計・構築経験を 3 年以上有する者がいること。なお、当該者は情報セキュリティスペシャリスト、テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）、情報セキュリティアドミニストレータ、システム監査技術者、CISA、CSA または同等以上の資格を有していること。

（4）　プロジェクト管理者（PMO）

プロジェクト管理者は、開発チームと独立した者とすること。当該者は PMO としてプロジェクト進捗および品質管理を 3 年以上経験していること。

4.5　プロジェクト管理業務

プロジェクト管理業務に関する要件は以下のとおりとする。

①　納入期限の 2 週間前までに本番環境での運用開始を目標とした計画を立てること。

②　PMBOK 等に基づき、IPA と協議のうえプロジェクト計画書を作成し、それに従って作業を実施すること。

③プロジェクト計画書作成については、PMBOK の仕様に従い、最低限以下を盛り込むこと。

- 工程計画
- 工程管理計画
- コミュニケーション計画
- ドキュメント一覧
- 品質保証計画
- セキュリティ計画

④必要に応じて適宜ミーティング等により IPA と作業内容の調整及び報告を行うこと。

5.　保守要件

納入物件についての保守に関する要件は以下のとおりとする。

◆　納入物件の瑕疵に対して納入後 1 年間無償補修ができる体制を用意すること。

◆　納入物件に係る問題で、マニュアル等により判別がつかない事象や障害が発生した場合は、IPA の要請に応じて問題解決に協力すること。

◆　1 年間は月ごとにシステムの確認を実施すること。(IPA サーバールーム)

6.　事業期間・スケジュール

契約締結から下記履行期限までとする。なお、作業実施項目については、計画段階で納品物、報告資料の提出時期を定める。

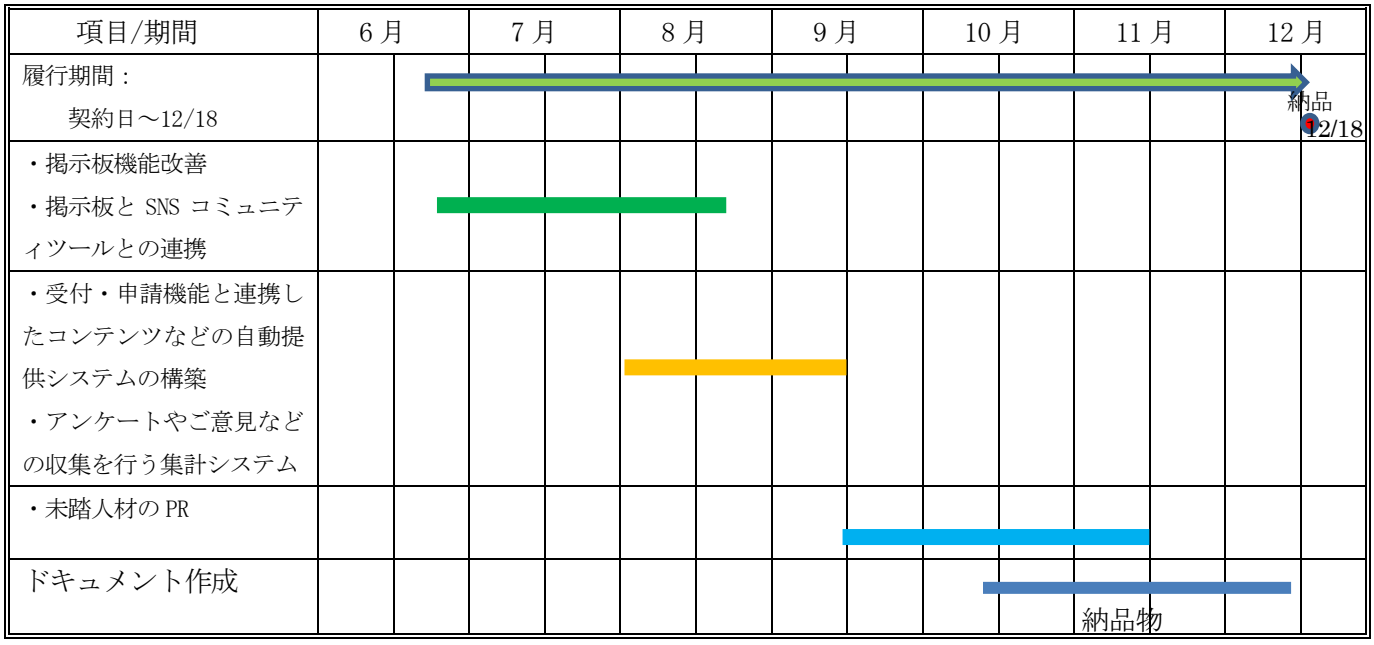

・全体スケジュール

6.1　履行期限

2015 年 12 月 18 日（金）

6.2　報告

履行期限までに実施するものとする。

7.　納入関連

7.1 納入期限

納品　2015 年 12 月 18 日（金）

7.2 納入場所

〒113-6591
東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号文京グリーンコートセンターオフィス
独立行政法人情報処理推進機構　IT 人材育成本部　イノベーション人材センター

7.3 納入物件

以下の記載資料の電子データを収めた電子媒体（CD-R または DVD-R）　一式

納品

① プロジェクト管理報告書　一式

プロジェクト計画に対応した、プロジェクトの実施実績などが判る資料。

② 作業報告書　一式

③ 基本設計書、詳細設計書　一式

④ 開発概要報告書　一式

システムの開発概要が記載された A4、2 段組、2 ページ程度の論文形式の資料。

⑤ ソースコード、実行プログラム、構築用スクリプト、設定ファイル　一式

⑥ 試験仕様書、試験結果報告書　一式

試験方法や、試験仕様書に基づき実施した試験結果の判る資料。

⑦ システム構築手順書, システム運用マニュアル　一式

⑧ 移行・導入計画書および移行・導入報告書　一式

⑨ 各取扱説明書　一式

システム管理者用取扱説明書、一般ユーザ用取扱説明書、登録ユーザ用取扱説明書、
内部ユーザ用取扱説明書

- ◆ 検収用に、納品①～④、⑥～⑨（⑤は除く）は紙媒体でも IPA に納入すること。
- ◆ 納品①～④、⑥～⑨（⑤は除く）は日本語で作成し、図表等は本文中に挿入すること（ただし、固有名詞や文献参照等に外国語表記を用いることは可能)。
- ◆ ⑥の試験結果報告書には、品質管理報告編も含むこと。
- ◆ 電子媒体・報告書等の形式及び様式については IPA が指定するものとすること。
  納入物件に掲げる以外の報告ドキュメント等についても、適宜 IPA に提出することとする。

8.　検収関連

納入物件に関しては、本仕様書に特定した条件、項目をすべて満たしていること。
また、納入物件は、IT 人材育成 iPedia 利用・普及のための資料として公表する予定であるため、このような活用に耐えうるものであること。

2015 情財第 xx 号

契　約　書

独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と○○○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により「IT 人材育成 iPedia 第 6 次機能強化」に関する請負契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条　乙は、別紙の仕様書及び提案書に基づく業務（以下「請負業務」という。）を本契約に従って誠実に実施し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（再請負の制限）

第 2 条　乙は、請負業務の全部を第三者に請負わせてはならない。

2　乙は、請負業務の一部を第三者（以下「再請負先」という。）に請負わせようとするときは、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。

3　前項に基づき、乙が請負業務の一部を再請負先に請負わせた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

（責任者の選任）

第 3 条　乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者（乙の正規従業員に限る。）を選任して甲に届け出る。

2　責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。

3　乙は、第 1 項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

（納入物件及び納入期限）

第 4 条　乙は、別紙の仕様書に定めるところに従って、同仕様書所定の納入期限までに同仕様書所定の納入物件を甲に納入する。

（契約金額）

第 5 条　甲が本契約の対価として乙に支払うべき契約金額は、金○○，○○○，○○○円（うち消費税及び地方消費税○，○○○，○○○円）とする。

（権利義務の譲渡）

第 6 条　乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（実地調査）

第 7 条　甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、自ら又はその指名する第三者をして、請負業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実地に調査を行うことができる。

2　前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

（検査）

第 8 条　甲は、納入物の各々について、第 4 条の規定により納入を受けた日から 30 日以内に、当該納入物件について別紙仕様書に基づき検査を行い、同仕様書に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要を書面によって直ちに乙に通知する。

2　納入物の各々について、前項所定の期間内に同項所定の通知が無いときは、当該期間満了日をもって当該納入物件は同項所定の検査に合格したものとみなす。
3　請負業務は、納入物が本条による検査に合格した日をもって完了とする。この場合、甲は、完了を確認するために請負業務の完了通知書を乙に交付する。
4　第1項及び第2項の規定は、第1項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。

（瑕疵の補修）
第9条　甲は、前条第4項の規定による請負業務の完了日から1箇年以内に納入物に瑕疵その他の不具合（以下「瑕疵等」という。）があることを発見したときは、乙に対して相当の期限を定めて、その瑕疵等を無償で補修させることができる。

（対価の支払及び遅延利息）
第10条　甲は、第8条第3項及び第4項の規定による各々の請負業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。
2　甲が前項の期日までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率（政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号））によって、遅延利息を支払うものとする。

（遅延損害金）
第11条　納入物の各々について、天災地変その他乙の責に帰すことができない事由による場合を除き、乙が各納入期限までに納入物件の納入が終らないときは、甲は遅延損害金として、延滞日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額を徴収することができる。
2　前項の規定は、納入遅延となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して適用するものとする。

（契約の変更）
第12条　甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。ただし、次条による解除権の行使は妨げないものとする。
一　仕様書その他契約条件の変更。
二　天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。
三　税法その他法令の制定又は改廃。
四　価格に影響のある技術変更提案の実施。

（契約の解除等）
第13条　甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に対する通知をもって、本契約の全部又は一部を解除することができる。
一　乙が本契約条項に違反したとき。
二　乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、各納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は各納入期限までに完了する見込みがないとき。
三　乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。
四　乙が破産宣告を受け、その他これに類する手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の目的を達することができないと認められるとき。
五　天災地変その他乙の責に帰すことができない事由により、納入物を納入する見込みがないと甲が認めたとき。

六　乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。

2　乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3　乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第1項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約の全部又は一部を無償解除することができる。

4　甲は、第1項第1号乃至第4号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乙に請求することができる。

5　前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

（損害賠償）

第14条　乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った通常かつ直接の損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、第5条所定の契約金額を超えないものとする。

2　第11条所定の遅延損害金の有無は、前項に基づく賠償額に影響を与えないものとする。

（違約金及び損害賠償金の遅延利息）

第15条　乙が、第13条第4項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

（秘密保持及び個人情報）

第16条　甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

2　個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。

3　前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

（納入物件の知的財産権）

第17条　納入物の各々について、著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）、本契約の履行過程で生じた発明（考案及び意匠の創作を含む。）及びノウハウを含む産業財産権（特許その他産業財産権を受ける権利を含む。）（以下「知的財産権」という。）は、乙又は国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、第8条第3項及び第4項の規定による各請負業務完了の日をもって、乙から甲に自動的に移転するものとする。

2　納入物の各々について、乙又は第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項に規定する移転の時に、乙は甲に対して非独占的な実施権、使用権、第三者に対する利用許諾権（再利用許諾権を含む。）、その他一切の利用を許諾したものとみなす。なお、その対価は契約金額に含まれるものとする。

3　乙は、甲及び甲の許諾を受けた第三者に対し、納入物の各々について、著作者人格権、及び当該納入物件に対する著作権法第28条の権利、その他“原作品の著作者／権利者”の地位に基づく権利主張は行わないものとする。

（知的財産権の紛争解決）

第18条　乙は、納入物の各々について、甲及び国内外の第三者が保有する知的財産権（公告、公開中のものを含む。）を侵害しないことを保証するとともに、侵害の恐れがある場合、又は甲からその恐れがある旨の

通知を受けた場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項及びその他の必要な事項について調査を行い、これを甲に報告しなければならない。

2　乙は、前項の知的財産権に関して権利侵害の紛争が生じた場合（私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない。）、その費用と責任負担において、その紛争を処理解決するものとし、甲に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。

3　第9条の規定は、知的財産権に関する紛争には適用しない。また、前各号の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

（成果の公表等）

第19条　甲は、請負業務完了の日以後、本契約に係る成果を公表、公開及び出版（以下「公表等」という。）することができる。

2　甲は、前項の規定に関わらず、乙の書面による承認を得て、請負業務完了前に成果の公表等をすることができる。

3　乙は、成果普及のために甲が成果報告書等を作成する場合には、甲に協力する。

4　乙は、甲の書面による承認を得た場合は、本契約に係る成果を公表等することができる。この場合、乙はその方法、権利関係等について事前に甲と協議してその了解を得なければならない。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同して行う。

5　乙は、前項に従って公表等しようとする場合には、著作権表示その他法が定める権利表示と共に「独立行政法人情報処理推進機構が実施する事業の成果」である旨を表示しなければならない。

6　本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

（協議）

第20条　本契約に定める事項又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

（その他）

第21条　本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

特記事項

（談合等の不正行為による契約の解除）

第1条　甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

一　本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからニまでのいずれかに該当することとなったとき

イ　独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ　独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ　独占禁止法第66条第4項の審決が確定したとき

ニ　独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

二　本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

三　本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第2条　乙は、前条第1号イからニまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

一　独占禁止法第49条第1項の排除措置命令書

二　独占禁止法第50条第1項の課徴金納付命令書

三　独占禁止法第66条第4項の審決についての審決書

四　独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為による損害の賠償）

第3条　乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3　第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4　第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5　乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

第4条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（再請負契約等に関する契約解除）

第5条　乙は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。）並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契

約を解除させるようにしなければならない。

2　甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第6条　甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2　乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3　乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

5　第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

6　第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

7　乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第7条　乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

2015年〇月〇日

甲　東京都文京区本駒込二丁目28番8号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長　　藤江　一正

乙　〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役　〇〇　〇〇

（別添）

個人情報の取扱いに関する特則

（定　義）

第１条　本特則において、「個人情報」とは、業務に関する情報のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

（責任者の選任）

第２条　乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。

２　乙は、第１項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

（個人情報の収集）

第３条　乙は、業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

（開示・提供の禁止）

第４条　乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。

２　乙は、業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

３　乙は、業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

（目的外使用の禁止）

第５条　乙は、個人情報を業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

（複写等の制限）

第６条　乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

（個人情報の管理）

第７条　乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第４条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

２　乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。

３　甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。

４　前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。

５　乙は、業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む）について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

（返還等）

第8条　乙は、甲から要請があったとき、又は業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報が含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

2　乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

（記録）

第9条　乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2　乙は、前項の記録を業務の終了後5年間保存しなければならない。

（再請負）

第10条　乙が甲の承諾を得て業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。

2　前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

（事　故）

第11条　乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

2　前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

3　第1項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上